

浄化槽保守点検業者に対する行政処分事務処理要領

(目的)

- 1 この要領は、福島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年福島県条例第36号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録の取消し、又は事業の停止（以下「行政処分」という。）を命ずる場合の事務処理について必要な事項を定め、もって行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

(対象者)

- 2 この要領に基づく行政処分の対象者は、条例第4条第1項の規定に基づき知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者とする。

(行政処分の基準)

- 3 登録の取消し及び事業の停止とする違反行為及び処分基準は別表のとおりとし、当該登録業者が行う浄化槽の保守点検業務について処分を行うことができるものとする。

(事業停止日数の加算等)

- 4 別表に掲げる各項目の違反行為等について、該当が2以上あった場合は当該日数を加算するものとし、この結果、事業停止日数が90日以上の場合には、登録を取消すものとする。

(加重措置)

- 5 次のいずれかに該当する場合は、加重措置を講ずることができるものとする。
この場合、加重は別表の処分基準の日数の2分の1を限度とし、この結果、事業停止日数が90日以上の場合には、登録を取消すものとする。
 - (1) 違反行為が繰り返し行われていたものであると認められるとき。
 - (2) 違反行為により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他、加重するに足る相当の理由があると認められるとき。

(最近行政処分を受けた場合の措置)

- 6 違反行為を行った日の前日から遡って2年以内にこの要領に基づく事業停止命令を受けている場合で、その期間に受けた事業停止日数の合計が60日以上の場合には、登録を取消すものとする。

(行政処分の事前手続)

- 7 地方振興局長は、所管する登録業者について、行政処分すべき事実を知った場合は、様式1により行政処分調書を作成し、生活環境部長に上申するものとする。

なお、地方振興局長が所管する登録業者とは、本県における主たる営業所所在地が地方振興局の管轄内にあるものをいう。

(行政処分の検討)

- 8 知事は、処分しようとする者について、福島県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号）に規定する意見陳述のための手続を経て処分内容を検討するものとする。

ただし、条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当するに至った対象者を処分しようとする場合で、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書等客観的な資料によって証明できる場合には、この限りではない。

(行政処分の決定)

- 9 行政処分の決定は知事が行うものとし、決定したときは、知事は、行政処分の内容、処分理由及び根拠条項等を明示し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示を付して、被処分者に通知するものとする。

通知書は、被処分者に配達証明にて郵送するか又は手交するものとする。

(関係機関等への通知及び公表)

- 10 知事は、処分を行ったときは、被処分者への通知書写しにより所管地方振興局長に通知するものとする。所管地方振興局長は、被処分者が営業区域とする市町村に通知するものとする。

また、知事は各地方振興局に通知するとともに、公表するものとする。

(登録証の返納等)

- 11 知事が行政処分を行ったときは、所管地方振興局長は被処分者から登録証を返納させるものとする。

また、事業停止命令により返納させた登録証については、停止期間が満了したときには、被処分者に返付するものとする。

(行政処分後の確認)

- 12 所管地方振興局長は、行政処分が行われたときは、事業が停止又は廃止されていることを立入検査等により確認するものとする。

附 則

この要領は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別表) 処分基準

番号	違反行為等	義務付け規定	罰則規定	法令違反行為の具体的内容	処分基準
1	登録申請義務違反	条例第2条第1項、 条例第2条第3項	条例第19条 第2号	虚偽の申請又は不正な手段により登録を受けた。	取消し
2	欠格事由該当	条例第5条第1項第 1号、第3号又は第 5号から第7号	—	第5条第1項第1号、第3号 又は第5号から第7号まで のいずれかに該当すること になった。	取消し
3	変更届出義務 違反	条例第6条第1項	—	業者が変更事項を届け出な い、又は虚偽の届出をした。	10日
4	登録証書換え 義務違反	条例第7条	—	登録証の書換えを申請しな い。	10日
5	登録証再交付 義務違反	条例第8条第1項	—	登録証の再交付を申請しな い。	10日
6	浄化槽管理士 設置義務違反	条例第11条第1項	条例第20条 第1号	営業所ごとに専任の浄化槽 管理士を置いていない。(当 該事由が発生してから2週 間以内に必要な措置を講じ ていない。)	30日
7	器具設置義務 違反	条例第11条第2項	条例第20条 第1号	営業所ごとに規則で定める 器具を備えていない。(当 該事由が発生してから2週間 以内に必要な措置を講じて いない。)	30日
8	浄化槽管理士 の研修受講義 務違反	条例第11条の2	—	浄化槽保守点検業者が、設 置する浄化槽管理士に対 し、有効期間ごとに1回以 上、規則で定める浄化槽の 保守点検の業務に関する研 修を受けさせていない。	20日
9	無資格者の業 務従事	条例第12条第1 項、法第48条第3 項	条例第20条 第2号	浄化槽管理士が自ら又は実 地監督により実施していな い。(無資格者に単独で実 施させた。)	30日
10	清掃の通知義 務違反	条例第12条第2項	—	清掃が必要である場合に、 速やかに浄化槽管理者及び	10日

				清掃業者に通知していない。	
11	資格証不携帯	条例第12条第3項	—	資格証を携帯して職務を行っていない。	10日
12	登録証の掲示義務違反	条例第13条	—	営業所において登録証を掲示していない。	10日
13	帳簿の取扱い義務違反	条例第14条	条例第20条第3号	営業所において帳簿を備えていない、帳簿に規則第12条第1項に掲げる事項を記載していない、若しくは虚偽の記載をした、又は3年間とする保存年限(規則第12条第3項)が守られていない。	30日
14	改善命令違反	法第12条第2項	法第62条	保守点検の技術上の基準に基づく改善命令(市町村の行政処分)に違反した。	60日
15	事業停止命令違反	条例第15条第1項第4号	条例第19条第3号	事業停止命令(県の行政処分)に違反した。	取消し
16	報告義務違反	条例第16条第1項	条例第20条第4号	業者が報告をしない又は虚偽の報告をした。	30日
17	立入等の拒否、妨害、忌避	条例第16条第2項	条例第20条第5号	業者が立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした。	30日

※ 義務付け規定欄における法は浄化槽法をさす。

※ 法令違反行為の具体的内容欄における規則は、福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和60年福島県規則第50号)をさす。